

香川県広域水道企業団企業長の職務代理に関する規則をここに公布する。

平成29年11月 1 日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団規則第 3 号

香川県広域水道企業団企業長の職務代理に関する規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第3項の規定により企業長の職務を代理する上席の職員は、事務局長とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。